

## 佐賀藩天保改革の問題点

木原, 溥幸

<https://doi.org/10.15017/2244049>

---

出版情報 : 史淵. 100, pp.89-104, 1968-03-01. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 佐賀藩天保改革の問題点

木原 溥 幸

は じ め に

天保改革が、いわゆる「絶対主義への傾斜」として把握されて以来久しい。その後「傾斜論」は天保期から安政期へと時期がずらされ、外庄の下での藩政改革が注目されている。しかしこの場合でも天保改革の意義が十分考えられねばならず、国内的状态が外庄の影響でいかに変化したか、又外庄が国内的要因によっていかに規制されたのか、つきつめれば明治維新の変革とは一体いかなるものか、ということを究明するためには、天保期の実態が明らかにされなければならない。一般的天保改革論については別の機会に譲ることにして、当論では佐賀藩の天保改革の農村政策を検討することにする。

さて、幕末期の佐賀藩研究において最も高い水準を示しているのは芝原拓自氏の業績である。芝原氏は佐賀藩の歴史的规定要因を「均田制度」に求め、これを隷農制強化＝本百姓維持政策として把握され、幕末佐賀藩々政改革の性格を復古的・反動的改革と定義し、天保十三年に出された「加地子猶予令」にその端緒を求めているのである。この見解は井上清氏が「日本現代史Ⅰ、明治維新」で述べられた説を踏襲し、更に具体的政策を通して実証的に深めていったといえるので

ある。しかし両氏の指摘している佐賀藩の復古的・反動的性格としての抑商・隸農制強化は、領主層による藩体制再編が行われる限り当然のことであり、佐賀藩のみの特異な現象ではないのである。土佐藩、水戸藩等においてもそれらは認められるのであり、これらの藩の政策との具体的比較検討を行った上で、佐賀藩の性格規定がなされなければならないと考える。現段階での幕末期各藩々政改革の性格規定は、佐賀藩は「均田制度」、長州藩は瀬戸内のブルジョアの発展、薩摩藩は過酷なる専売制による収奪、というように「一元主義」の下に各藩の目立った現象のみが把握されており、それが全藩政改革の中で正当に位置づけられていないと思われるのである。従って佐賀藩天保改革において、従来この改革を規定してきた「加地子猶予令」のもつ意義を再検討することが、本稿の目的である。

## 一 改革の前提

幕末期佐賀藩体制の特色について、山田龍雄氏は知行制と貢租徴収組織の両面から分析され、地方知行は残存しているが分散的で在地性を失い、更にその知行地である配分地にまで本藩の支配が貫徹し、農民は直接的に把握されており、又年貢の徴収は定免と検見の併用という形でなされ、収奪が徹底しており農村内において「豪農的存在」は期待できない、とされた（『佐賀県農業史』三一―二頁）。佐賀藩体制の特徴については別の機会に譲って、ここでは天保八年に始った佐賀藩天保改革時の農村構造について、商品流通と地主制の点から若干述べておくことにする。

佐賀藩では天保期において米・陶器以外に特産物はなかったといわれており（古賀穀堂、『済急封事』）、特産物による商品流通はここでは問題でなく、他国生産の日常必需品の佐賀藩内への流入、とくに農村への浸透が問題となる。天

第I表 天保3年佐賀藩内流通主要他国商品

品名	移出地	1年の高取引	備考
魚菜	油 平戸、唐津 油 大半は筑後	4、5千両 (少からず)	人家の燈火用 4割は佐賀産
丸	散 富山、筑前、大坂	1万両	富山より毎年数十人、筑前・目業、大坂・三蔵園
呉服	京、大坂	4、5万両	当時村内に来入するもの10余人
手拭	京、大坂	銀8百貫	近年筑前甘木に製産
鍋釜類	大半は唐津、他に大坂	} (莫大なり) (莫大なり)	1割は佐賀産(鹿ノ木村)
小刀・庖丁類	三原、堺		
千歯・耕鋤	大坂、唐津		
鎌	大半は大村		
櫃・戸棚・障子・襖の類	京、大坂、広島	(少からず)	近年筑後板津より来入
密柑	肥後	(少からず)	
真綿	越前、美濃、近江、丹後、若狭	7、8千両	
摘綿	幾内、美作、安芸、備中、備前、出雲	4万両	1万俵輸入、2,500俵は地生
飯椀	紀州、大坂、輪島、琉球	(少からず)	
蘭表・七島表	肥後、備前、筑後	銀5千貫	毎年数人来入、近年久留米より来入
荒物・小間物	大坂	2万両	
牛馬	肥後、薩摩、島原、平戸、五島	2、3千両	
藍鉄	四国、筑前、長崎 石見、出雲、薩摩	6、7千両 (莫大なり)	

正司考棋著「儉法富強録」(但、県立佐賀図書館蔵写本)より作製。

保三年段階では第I表に示されるような他国商品が藩内へ流入していた<sup>①</sup>。そして農村内においては、「近年農人商売ノ風ニ倣ヒ、或ハ日傭ヲ致シ、農業ニ心ヲ懸ス、因テ田畠年々荒蕪シテ登ラス」(正司考棋著『儉法富強録』)という状態をもたらしていた。更に具体的に検討するために、次の史料を提示しよう。

於郷内諸商売之儀、以前之定も有之由得共、当時ハ猥ニ相成、村内ニも商人相住居、御山方・御新地方・□揚地などにも、代官所に不相響家建も有之、茶屋等敷渡世相當、又市中津内より之觸買、問ニモ御旅商人勝手を存ひものハ、村方江代品物預置延しひ而、仕切取立ハ趣ニ而、百姓手前々即銀不指出ハ二付、不用之もの迄も餘比ニ相求<sup>(マツ)</sup>由、彼是ニ而百姓分限不相応ニ入費

有之由、

(『今般御仕組ニ付而申上相成ひ吟味書其外之控』、以下『吟味書』と記す)

つまり村内に商人が住むという状態、又町・津の商人の農村への入り込みが指摘されており、これら商業資本の侵入による農村の分解、没落百姓の発生、彼らの下作人化・奉公人化という現象が顕著になっていくのである。従って藩権力にとっては「郷内諸商売の御手締」、「百姓在付」が当面の農村の中心課題となってくるのである。<sup>⑤</sup>(この点については次節で述べる)。

米の流通については、領主的規制によって年貢の殆んどが大坂へ廻米されるという状態であり、この天保期においても「大坂廻米近年念入拵立」(『原五郎左エ門建言書』、『吟味書』所収)しており、大坂市場への依存は依然として高いのである。この米の領主的商品流通に対して、佐賀城下町商人或は在郷商人等の、余剰米の売買による米の流通の実態はどうであったのだろうか。当時の代官によって「米売買之商人・酒屋・質屋・油屋等も鄉村盛衰ニ相掛」(前出「原五郎左エ門建言書」)ると、米商人の重要さが指摘されており、彼らの存在なしには農村経済も成り立たなかったと思われる。<sup>⑥</sup>事実第Ⅱ表によれば、五十三名もの米・穀物仲買人が存在しているのである。又時代は下るが、第Ⅲ表は川副東郷の総生産と総負担との内訳を示しているが、総生産に対して年貢その他諸負担を含めた率は四割四分を占めている。これは収奪が激しかったと言われている佐賀藩としては相当低い数字である。川副東郷の総人口が四、八六三人(第Ⅳ表参照)であるから、一人当たり作徳の平均は約一・七石となり、又農業費用を指引いても一人当り〇・八七石の作徳米があった事になる。この点から推測すれば、余剰米をめぐって米・穀物仲買人の存在を可能ならしめる地盤があったと考えられるのである。<sup>⑦</sup>

地主制の具体的展開の実態は芝原氏の分析に譲るが、ここでは次の史料を示しておく(著者不明、『案書』)。

第II表 嘉永7年佐賀城下町業態別米商戸数

穀物問屋	3
仲買	53
小売商業	130
精米業	8
問屋使用人	4
計	198

山田龍雄「佐賀米流通機構の展開過程」

(『日本農業発達史別巻下』所収)より引用

第III表 川副東郷の經濟狀態 (安政4年)

総生産			総負担	
品名	収量	米換算量	合地米	6,432石
米	12,315石	12,315	除米	786
大麦	874	291	内 田方春落米	432
小麦	1,417	944	中手検見落米	8
唐豆	981	490	①残御物成米	5,205
辛子	405	506	②附加米	468
小麦わら	45万把	67	{口米 208}	
白わら	—	11	{反米 268}	
大豆	58	77	③諸料米	199
小豆	5	14	{大庄屋料 19}	
木綿	1,345斤	80	{小" 106}	
合計	—	14,795	{竹木買料 73}	
『佐賀県農業史』所収「川副東郷の概況と負担」・「川副東郷の郷村經濟」より作製			④定貫前	379
			{急救料 97}	
			{村役散使給米其外 282}	
			⑤御抱夫料	257
			総合米	6,508
			(①+②+③+④+⑤)	
			⑥農業費用	4,047

一 驛市中郷村困究之根元也、商売筋猥ニ有之、且貧富致懸隔、農工商共其産業ニ力を尽事を得不申者勝ニ有之、殊ニ力ニ□之平民其産業を勤め、所持之銀米漸ク父母妻子之養育迄ニ外処、唯今之様子ニ而も利足・加地子米等余比之節をも差出、其上諸色高価ニ而日用暮シ方必用之入費も人力分限之所務外過分ニ出方多く、何分ニも相續出来兼、然處側ニ

第IV表 川副東郷職別戸数（安政4年）

職業戸数		人口	
寺	19	人	4,863
社	16	1戸当	男 2.62
農	324		女 2.02
半	107		計 4.64
雑	554	山田龍雄『佐賀平野に おける幕末農業技術』 (農業経済研究28の1)所収「川副東郷の戸口 構成」より引用	
手	13		
明	14		
侍			
計	1,047		

とが推測される。しかしながらこの地主層は藩体制に動揺を与え、藩権力の封建体制貫徹の政策と矛盾する存在ではなかった。藩権力が藩体制維持のために対決しなければならなかったのは、商品経済の農村浸透に基礎を置き、本百姓中心の農村体制を破壊しつつあった商業資本地主であったのは先学の指摘する通りである。

註

① 『儉法富強録』の撰者である正司孝棋は佐賀藩の町人学者として有名であり、陶器の産地として有名な有田に住していた。この有田は、伊万里と並んで商業資本家の存在が多数であったし、又これに従って近隣の農村への商品経済の浸透も他の農村に比べた場合著るしかった。従って第I表は有田近辺の農村の

商品流通を示しているのではないかとこの点が考えられる。全藩農村へ適用できないのではないか。  
② 芝原拓自氏は佐賀藩内の他国商品の流通について、「群をぬいた摘綿、さくには呉服その他をはじめ、農民の日常生活必需品や生産用具を広範に含」んでおり、幕末の佐賀藩は「国内の小ブルジョアの発展に組み込まれ浸蝕される、『後進』的な米

ハ大百姓有之、上田上島而已致耕作、或ハ過分之田地買寄、下作差出、加地子米令取納、或エ質屋・油屋・呉服店其他様々商売相兼、自分一手ニメ世間の利潤をメ込、銀米之権柄を自在いたしゆ強商有之、

農村内における本百姓の没落、大農の土地集積と、町における大商業資本の存在等が指摘されているが、「大百姓」の存在に注目しよう。百姓で上田島を耕作し、土地の集積を行っている層がいることである。彼らはいかなる系譜をもち、具体的にどのような規模で農業に従事していたのか現在のところ不明である。しかし有田・伊万里・諸富津の商業資本の地主化とは異ったものといわざるを得ず、在村地主ともいわれるべきもので、大小様々な存在形態だったのであろう。先に述べた米の商品化についても、これらの富農層による米の売買が大規模に行われていたであろうこ

作地帯であった」と述べている（『明治維新の権力基盤』、二九頁）。

③ 米の商品化に関連して、時代は下るが文久二年の次の史料を示そう（『御仕組ニ付留書』）。

諸代官買入米之儀、專百姓共作徳米勝手ニ売出而も、新穀御手締ニ差支ひ誤、且も農具整之旨ひ得共、間ニを餘慶之費ニ相漬い害も有之ひ付、能々作徳米相拂ひ半而不叶面々能当り合、夫夫買入相成、旅出根居を不被差免様、

農民の作徳米の売買を禁じ、作徳米を代官が買上げること述べている。農民の作徳米の売却行為を認めうるのである。

④ 山田龍雄氏は米の流通について「一部上層農の余剰米の商品化がおこなわれていたことは、勿論、疑う余地はない」とされながらも、「農民米の基本的な販売形態は窮迫商品化と見るべきで」あるとして、余剰米の商品化の意義を低く評価された。窮迫商品化現象は否定するのではないが、この現象から米の流通を把えることは、佐賀藩農村構造を貧窮分解論一色で塗りつ

## 二 農 政 の 展 開

天保改革における農村政策施行の中心的役割を果たしたのは、代官層である。佐賀藩では寛政十二年に大庄屋が廃止され、代って代官の郷村居住による農村支配が行われることになったが、天保五年にこの在住代官の交代が建言された（第V表参照）。藩政に参画している有能な人材の代官登用によって、「諸郷村格別御再興之御仕組」を行なうとしたのであ

ぶしてしまうことになるのではないか。窮迫商品化と同時に上層農による余剰米の商品化がなされている点に注意すべきである。

⑤ 芝原拓自氏は「加地子反別一人別帳」の分析を通じて、佐賀藩地主制の特色を次の如く定義された（『明治維新の権力基盤』三七―八頁）。

藩権力の後退ではなく、むしろその封建的搾取の強さに規定された新田・「薄租の地」の零細農業への前期的資本を中心とした高利貸的吸着―それが「地主」制展開の決定的特質であり、封建的小農民の農業生産力の一般的発展を背景とせず、むしろその停滞と貧窮を背景として寸余の薄租地にも蔓延したのが、幕末肥前藩の「地主」制だったのである。

この芝原氏の結論は農民層の分解を商業資本による貧窮分解とのみ考え、「後進」的米作地帯と考える論からいけば、当然の事であろう。私は全く否定はしないが、貧窮分解論で佐賀藩農村を定義づける立場をとらない。

第V表 天保5年代官交代案

人 名	現 職	代 官 所
深堀門左エ門 石橋行馬 丹羽儀左エ門	目附側 御統方・附 相蔵方附 請役附	川副 市武 白石 上佐賀
大塚二左エ門	請役附	

「直正公御年譜地取」より作製。

た（『直正公御年譜地取』）。だがこの建言は否定されたい。しかし天保九年にこの在住代官による農村支配政策が本格的に打ち出されてくる。当時の佐賀藩の農村支配は、郡方と代官によって行われていた。郡方は大配分の私領主が任ぜられ、教化禁令の徹底、人別改の実行等を主なる職掌とし、代官は年貢の徴収に主として携っていたのである。ところが天保九年三月これらのいわば農村の二重支配を廃止して、代官一手による農村支配を行うことにし、郡方の職掌も代官へ委ね郡方は廃止されることになった（天保九年『請御意』）。が八月になり、この郡方廃止の方針は否定され、従来通り郡方、代官の併存となった。しかし従来よりも代官の権限が強化されている。以下その内容を検討しよう。

郡方廃止の理由は「是迄鄉村御手当向其外、郡方・在住代官兩役ニ而相整ヒニ付、色々差支ハ義モ勿論、御政教も届兼」（前出『請御意』）という点にあったが、郡方を存続させてもこの弊害を除去するという方針の下に、三根・養父郡方と神崎郡方を併合して一郡方とし、郡方は「非常取締・警衛等扱又諸通路方」を管轄するのみとなり、代って代官は「諸御掟之筋モ勿論、教化禁令又モ公事訴訟調子者、其外郷内諸手数向ニ相懸ハ義モ、一切代官手当相成」（傍点木原）ることが決定された（前出『請御意』）。代官の権限強化の内容を箇条書にしてみる。

- 一、在住代官の管轄場所が広くて十分監督できないため、在住代官所を増加すること。
- 一、代官所への通達の徹底のため、会所内に代官出張役所（会所代官所）を設置し、代官関係の事務を一括して行うこと。

- 一、従来代官の権限が及んでいなかった大・小配分地（地方知行地）も代官の管轄下におくこと。
- 一、是まで郡方附役が廻村して行っていた「御掟読聞」等を、今後は領中全体代官の掛りとする。

第VI表 新任代官一覧（天保9年）

人 名	代 官 所	前 職	石	高
門 右 五郎 作右 告五 執行	會 所 横 辺 市 神 与 諫	蔵 方 附 役 市 武 代 官 書 上 方 学 館 教 諭 町 代 官 不 明	切米	35
石 限 德 太 夫 柳 忠 兵 五郎 小 原 五郎 南 部 大 七	會 所 横 辺 市 神 与 諫	蔵 方 附 役 市 武 代 官 書 上 方 学 館 教 諭 町 代 官 不 明	切米	35
			米 (33人扶持)	59.4

「直正公御年譜地取」より作製

但、石高は「嘉永4年分限着到」より。①は「鍋島直正公伝」には田中虎五郎とあり、②は同「公伝」による。

一、諸郷普請はこれまで郡方の管轄下にあったが、以後は代官の管轄とすること。  
 一、代官の下で書記役として働く、手明鎧から任じられていた手元役を廢し、侍から代官助役を二人任命すること。(この項は『直正公御年譜地取』)  
 以上のうち特に大小配分地へ代官の権限が及ぼされた点は注目すべきであろう。佐賀藩蔵入地機構への組み入れ、配分地の独自性が否定されているのである。郡方の権限を委譲されたこの在任代官には、藩校弘道館出身の有能な人材が拔擢されたのである。(第VI表が天保九年に任命された代官層を示している)。

かかる在任代官体制強化の上立って農村政策が打ち出されていくが、農商分離と殖産策の面から検討していくことにする。

農商分離政策は天保改革時に始まったものではなく、佐賀藩における農村支配の基本的政策であり、農村内への商業的要素の侵透を防ごうとするものであった。②。代官体制の強化もこの農商分離策の徹底を目指していたのである。商品経済の農村侵透による農・商併存が、天保時の佐賀藩の農村荒廃、商人への土地集積をもたらし、ひいては佐賀藩体制を危機的状態に陥し入れていたのであり、これらの弊害を根本的に解決する政策として農商分離が取り上げられたのである。天保九年二月に始まる人改めの強化・人別帳の作製は、その具体的現われである。

御領中人別出入之儀、至而重御法外処、近年猥ニ相成、其上郷村之儀商売方等勝手々々相営外通相成、彼是打追之儘ニ而も御取締其外御改正之基本難相

立二付、人別、竈数与合取、締等之儀、巨細御取調子相成、其上にて、一般職業在付、儀等御吟味相成方可有之（傍点木原）（『吟味書』）、

そして今後毎年三月に「戸籍調子」が行われることになり、引用史料にあるように「戸籍調子」にもとづいて農は農、商は商という「職業在付」を実施しようとしたのである。以後この農村政策がどのようにして実施されたが明らかでないが、農村の再編成を、農村からの商業資本の排除という、いわば反動的的政策によって試みようとしたのである。後で述べる「加地子猶令」は商業資本の排除というこの農商分離策の一環としての面をもっているのである。

天保期の殖産策の推進勢力は先に述べた在任代官層であった。彼らによる諸殖産の具体的内容は殆んど明らかでなく、「鍋島直正公伝」の記事が僅かにその一部を述べているにすぎない。それによれば天保十年頃から積極的に行われたようである。以下各個別にその様子をみておくことにする。

榛樹||当時江戸近辺の田畔に植えられていた榛樹を、防風林・木材・薪として使うため、佐賀に移植、試培したが、土質に合はず成功しなかった。

綿花||海岸線の干拓地に植えようとして、長崎の唐人から種子を買入れたが、未経験のため予定通りの収穫がなく、稲田は廃するのみであるとの異議がおこり、大した効果を現わさず廃止された。

甘庶||山方役人の久米雄七の建議で、三根郡天建寺村の水損・早損のはげしい田に試植しようとしたところ、藩政の要路者から反対が起ったが、七ヶ年を限って試植が許された。その結果収穫は好成績をおさめ、質もよく、天建寺砂糖として有名になり、利益も多かった。しかし七年経って、稲田を廃して奢侈品の砂糖を植えるとの非難が起り、廃止された。

鯨の締買||平戸領の杵岐の捕鯨業者と交渉し、藩内の肉・骨脂鬚等の需要に充てて利益を得ようとした。後廃止された。

石炭Ⅱアヘン戦争に際してイギリス軍艦が長崎の中国・オランダ人から多量の石炭を購入したが、この時松浦郡山代郷の石炭を有田地方の商人の財力によって採掘を始めた。以後盛んになり、長崎へ海上輸送するのみでなく、瀬戸内の塩田地方からも買入れにくるものが現われた。二、三年の間にこの山代郷には財をなした炭坑主が出現するようになった。藩への収入は冥加銀によるものであった。

以上の内容から諸殖産策は自生的商品生産の発展にもとづくものではなく、藩権力の主導による、上からの政策であったという特徴を指摘できよう。米以外の特産物が陶器のみという佐賀藩では当然であったと思われる。

#### 註

- ① 大庄屋廃止の原因について池田史郎氏は多額の大庄屋給米の徴収による農民の負担を除くこと、藩財政再建のための行政整理であることを指摘され、更に有田の陶業地帯、三根・養父・伊万里の藩境地帯では名称は変わっているところもあるが、大庄屋に相当するものは残存されたと述べられている（「佐賀藩の大庄屋整理について」、西日本史学会創立十周年記念論文集所収）。又山田龍雄氏は「隸農主的地主手作経営」をなす豪農層である大庄屋層の存在を否定したところに大庄屋廃止の意義があるとし、幕末佐賀藩において豪農層を見出し得ない原因をここに求められている（佐賀県農業史）。大庄屋層の残存は明瞭なる事実であり、在住代官による農村支配が行われたからといって、全くその存在を否定し、豪農的存在を佐賀藩から排除してしまうことはできないと思われる。そしてかれらは藩の行政機構からは排除されたが依然として実質的な農村の支配的地位
- ② 代官交代建言が出された八日後に執政鍋島監物へ代官に関する通達が渡されたが、この中には代官交代については全く触れてない（『直正公御年譜地取』）。
- ③ この郡方廃止の否定は「御國之初已來數百年被相行來」（天保九年「請御意」）という理由によってなされたが、郡方に任命される大身級の家臣の反対があったと考えられる。何故反対し、何故藩政府がこの反対を受け入れたか、このことを明らかにすることは本藩と大配分私領主層との關係を説明する上に重要な点であるが、現在のところ不明である。
- ④ この時決められた代官・助役の役米は会所代官・在住代官とも八石で助役が三石であったが、合力米が在住代官十四石、在住代官助役が三石となった。代官の役米は従来とかわりないが、合力米は相当増やされたと思われる、この増出分は郡方役米

郡方役米削減（天保9年）

	新役米	旧役米	備考
方 郡 嘉 佐	200石	300石	}
杵 島 〃	400	450	
三松・養父・神崎〃	300	420	

註 天保9年「請御意」より作製

の削減から賄われたのであろう。

（次表参照）。

⑤ 『鍋島直正公伝』（第二篇三九〇—一頁）参照。

〇一頁）参照。

⑥ 『鍋島直正公伝』（第二篇一四七頁）には次の如く記されており、農村内の商売は禁止され、この農商分離を実施できるかどうかによって、代官の力量が試されていたのである。

宿駅の住民は、店を開いて飲食品及び行旅の需用品を商ふを許されたれども往還の路線に外れたる村家は、開店商売するを禁ぜられたり。故に毎村民家の日用品は、行商より供給せらるるのみなりき。此法を励行するを農商引分と称へ、代官となりて民政を挙ぐる者

の特に主なる職務となしぬたり。

⑦ この農商分離の具体策を述べたものに「案書」がある。建言書と思われるが作者時代とも不明である。がその内容から判断し、又農商分離貫徹の厳しさからいって藩政に参加している儒学者の手に成るものではないかと思われるし、時代も天保十

年前後であろう。その具体策を列挙してみよう。

一、一家之持前を定、限田、均田之古制ニ拠り、何レモ過不及無之様漸々平均（の事）、

一、市中之儀も、呉服屋・質屋其外大身軀之者ハ別ニ商賈相兼い儀ハ勿論、荒物・小間物等一店之商賈品何々と品数差極、

他之品差出儀停止せしめ（る事）、

一、限田・均田・商賈筋其外諸方より御城下寄り集り者、其在所差戻（の事）、

一、戸籍を調子、人別を正敷いたし、成丈生在所在付置、他所不罷出様御仕組（を行う事）、

一、農民より雑業ニ引移り儀ハ勿論、一切之人民農業外、鄉村之儀ハ限ニ渡世替いたし、或ハ市中之者と養子縁与、

…、或ハ御陸以下他郷他村江引移、或ハ名替致し候儀、何れも堅ク相禁置（事）、

これに対し、原五郎左エ門は田地の売却、農民の身売等に対し、「利付ニメ田地買戻、身代返済用貸付」を行う事を述べており（前出「建言書」）、「加地子猶予令」にみられるごとく

の農民保護政策とは若干ニュアンスが違っている。つまり加地子の否定ではなしに、逆にこれを認め農民自身に田地を買戻させようとするものであり、農村の現状を容認した上での農民保護政策といえよう。ここに藩政執行者と在任代官という一実務官僚との意見の相違を知ることができよう。

⑧ 『鍋島直正公伝』（第二篇三九二—三頁）参照。

### 三 「借銀並加地子猶予令」

天保十三年六月に家臣の「諸返上銀米」の支払延期と銀米貸借の正常化(借主の返済促進と銀主の高利の廃止)が命ぜられ、貸借関係における武士の救済策の一端が示されたが、同年十二月に「御家中」から「下々」に至るまでの「諸返上筋借又相對借財片付」が打ち出された。その内容を簡単にいうと、武士の返上銀米については元利共「指捨」又は十ヶ年返納延期、利留返納延期、「相對」借銀は武士・百姓・町人共に利留十五ヶ年賦等である。これは全藩地へ適用されたのであり、蔵入地百姓には代官所から別に達せられることになった(以上、多久家文書『天保十三年御役所日記』)。そして「代官中存寄之次第、於御仕組所御談相成」(『吟味書』)った結果「借銀並加地子猶予令」が出されたのである。従って「加地子猶予令」も始めは「借銀並加地子猶予令」であったことに注目すべきで、家臣への利留十五ヶ年賦と同様に借銀の返済に困苦する農民の救済だったのである。しかし農民の場合、借銀と共に加地子が負担となっていたのであり、当然救済の一環として取り上げられたが、加地子は借銀と違って土地の所有権に関する問題であり、この後紛糾を続けるのである。

次に「加地子猶予令」の施行過程について検討しよう。第Ⅶ表は猶予令に関する借銀・加地子の通達を各代官所別にまとめたものである。代官所名の記載のない㊦が「借銀並加地子猶予令」とされているものである。①から㊦までの通達を通じていえることは、借銀を除いて、佐賀藩全体で天保十三年十二月から「加地子猶予令」が施行されていないということである。皿山代官所管内では天保十四年から、しかも三分の一に軽減されており(①)、完全に施行されたのは弘化四年からである(②)。諫早代官所管内では加地子受納が弘化三年に禁止され(③、④)、鍋島代官所では弘化三年に天保十三年の加地子猶予令を再確認する状態であった(⑤)。天保十三年十二月に「借銀並加地子猶予令」の基本方針が

第Ⅶ表 「加地子猶予令」 施行過程（但、通達代官所別）

	皿 山 代 官	諫 早 代 官	蔵 入 地 そ の 他
天保12年	㊶ 5カ年間加地子・部米の3分の1軽減（8月）		
天保13年	㊷ 蔵入地の加地子米受納者調査（3月） ㊸ 借銀米の新規の仕組は行わず、今まで通りとする（9月） ㊹ 12月朔日以後は相対借銀を許可（12月）		㊺（川副代官）農業者の相対借銀・加地子米・講掛銀の10カ年間利留、返済差延（8月）  ㊻ 蔵入郷村の者の諸返上銀米一切出物・相対借銀並加地米の10カ年間取引猶予（12月）
天保14年	㊼ 蔵入地・綱方・山方の加地子米は5カ年間3分の1軽減（去年の分は差捨る）（8月）		
弘化3年		㊽ 蔵入地・新地・山方の加地子米受納者調査（8月） ㊾ 加地子受納の禁止（9月） ㊿ 加地子猶予令の施行細目通達（10月）	
弘化4年	㊿ 5カ年間加地子「平衡」を命ず		㊽（鍋島代官）質年の10カ年間加地子猶予令の確認（11月）

佐賀藩天保改革の問題点（木原）

小野武夫著「旧佐賀藩の均田制度」より作製

示されたが、具体的な実施過程は各在任代官に委任されたようである。紆余曲折を経て全蔵入地へ実施されている点を注目したい。又この「猶予令」以前に、すでに皿山では五ケ年間加地子・部米（質入支払）の三分の一軽減（㊶）、川副では農業に従事しているものの借銀・加地子米等の十ケ年利留、返済猶予がなされている（㊹）。これは皿山・川副代官所管内の農村が、商業資本の農村侵透、寄生地主制の展開等によって、その疲弊が甚だしかった事を示しているのである。

註

- ① これよりさき、文化五年に家臣の負債に対して「利留十五年々賦」が行われている（『鍋島直正公伝』第一篇一七四頁）。
- ② 支払猶予になったのは前出の『御役所日記』の「借財片付」の通達の中の「今又年限延、又ハ猶予等いたし候儀、頭々或ハ役々より銀元等へ諭方相成候様」との方針に沿ったのであろう。

加地子猶予は小作料の支払延期という小作人保護<sup>11</sup>地主制否定という性格を客観的にもつのであるが、始めは地主制否定という土地政策として行われたのではなく、負債に苦しむ農民への借銀整理と同様のものとして考えられたのであった。そして天保期佐賀藩農政は農商分離、即ち戸籍帳の作製による農民の土地緊縛こそがその中心的課題であった。従って「加地子猶予令」は農商分離の性格の一面を示すものであっても、それをもって全農政の中心的政策とみなすことはできない。農民の農村居住を強制する封建的身分制秩序の保持という問題が中核であって、この下での本百姓維持政策であった。今第Ⅷ表をみれば、「加地子猶予令」施行後も年貢の増徴は認められない。このことは直接的に年貢の増徴による

第Ⅷ表  
年貢収納高(但、地米・口米・反米を含む)

天保	10	101,805 <sup>石</sup>
"	11	101,902
"	12	99,999
"	13	101,983
"	14	97,932
弘化	1	101,539
"	2	99,465
"	3	102,215
"	4	98,318

「御物成并銀御遣方大目安」より  
作製(但、石以下四捨五入)

藩財政再建という観点から「加地子猶予令」がなされているのではないことを物語っている。そして「加地子猶予令」だけでなく在住代官の強化や諸殖産策も天保期の農政の性格を示しているのである。又この「猶予令」の実施においても、天保十三年より全蔵入地で一律に行われたのではなく、各代官所毎に時期の相違があり、又「加地子猶予令」が全く完全に行われたとは考えられない(『旧佐賀藩の均田制度』一〇五頁参照)。貧窮分解論のみで佐賀藩を意義づけようとしたことが、「加地子猶予令」が中心的課題として取り上げられ、そのみで評価するという結果を生んだのである。農政面の特徴を述べれば、有能なる実務官吏の中下層家臣団の登用によって代官体制強化をはかり、この上に立って農商分離という封建反動的的政策と、途中で中止されたが従来見られなかった積極的な殖産策がとられたのである。

では、これらの農政の特徴を踏まへながら佐賀藩天保改革の意義はどこに求められるべきであるうか。現段階では明確に指摘することはできないが、次の史料を提示しよう(前出『原五郎左エ門建言書』)。

御蔵入御米繰之儀も、於御印蔵被差極来内、大坂廻米近年念入拵立ゆ、大坂御売米直も相開ゆ由得共、他邦と相違、上田勝二而百姓一人前凡四拾俵程も上米相拵ゆ得ハ、内輪之手捌殊之外難儀致シ、……、いつれ二而ハ上米相減ゆ道ハ有之間敷哉、

大坂廻米の結果、農民が「難儀」しているから、廻米量を減ぜよというものである。米作単作地帯の佐賀藩にとって大坂の米市場とは藩初以来緊密な関係にあり、佐賀藩財政は大坂米市場への依存によって成り立っていると見えるのである。大坂廻米を重視すればする程、農村の再建が行われねばならなかった。農民の保護＝本百姓維持政策は、つまるところ大坂廻米の強化による藩財政の再建を目論んだものであったのではなからうか。

以上、佐賀藩天保改革についてまとめりなく私見を述べてみた。次は自身の佐賀藩天保改革の歴史的評価を述べねばならぬのであるが、後日を期したい。

(昭和四二年一二月四日)